

被扶養者が 勤務先から保険証を交付されたときは 共済組合への届出が必要です



法改正により、平成28年10月から一定条件を満たす短時間労働者は、新たに勤務先の健康保険（協会けんぽ等）に加入することになります。

被扶養者の方が、被扶養者自身の勤務先から新たに保険証を交付された場合は、すみやかに共済組合に被扶養者認定取消の届出をしてください。

提出書類

- 被扶養者申告書（取消）
- 新たに交付された保険証の写し
- 共済組合被扶養者証

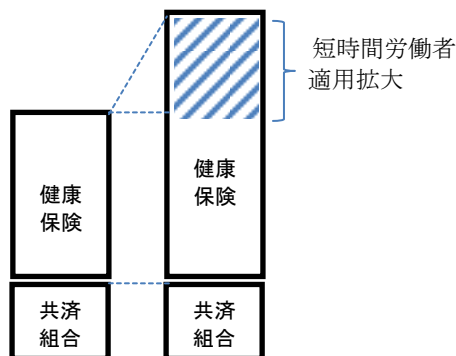


Q1

短時間労働者の健康保険の適用拡大に伴って、
共済組合の加入要件はどう変わりますか？

A1

「短時間労働者の健康保険の適用拡大」に伴う、**共済組合の加入要件の変更はありません**。勤務先で加入する被用者保険は、**共済組合**と**健康保険**に区分されます。今回の改正は、健康保険（協会けんぽ等）の加入要件が拡大されたものです。



H28.9 まで ▶ H28.10 から

【参考】

短時間労働者に対する健康保険の適用（平成28年10月から）

常勤雇用者の4分の3未満の勤務で、次の①～⑤の要件を全て満たす短時間労働者が対象となります。

- ① 週の所定労働時間が20時間以上であること
- ② 賃金の月額が8.8万円以上であること
- ③ 雇用期間が1年以上見込まれること
- ④ 学生でないこと
- ⑤ 常時501人以上の企業（特定適用事業所）に勤めていること

Q2

被扶養者の勤務先から健康保険に加入するよう言われましたが、
今のまま共済組合の被扶養者でいることはできますか？

A2

被扶養者の方が勤務先で加入する**被用者保険が優先**となります。そのため、新たに保険証を交付された場合は、必ず、共済組合被扶養者の認定取消の手続きを行ってください。

Q3

被扶養者は、今回の制度改正で、数日間だけ勤務先の健康保険に加入し、その後は退職予定です。数日間だけなので、共済組合への届出はしなくてもよいですか？

A3

たとえ1日でも、被扶養者が勤務先で被用者保険に加入した場合は、必ず、共済組合被扶養者の**認定取消**の手続きを行ってください。その後、被扶養者の認定要件を再度備えたときは、あらためて被扶養者の**認定**手続きをしてください。